

ICT活用教育支援等業務委託に関するプロポーザル
実施要領兼提案条件説明書

1 業務概要

(1) 件名

ICT活用教育支援等業務委託

(2) 目的

区立小・中学校におけるICTを活用した授業や児童・生徒の学習の方法の提案及び教員の授業づくりの支援、また教員のICTスキルを向上させるための研修や研究の実施の支援によりICTを活用した教育の推進を図り、また授業準備及びメンテナンスを通じた教員の負担軽減を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※令和8・9・10・11年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の前年度の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と単年度ごとに随意契約を締結する。

※令和11年度の履行期間については夏～秋ごろまでとなる可能性がある。

(4) 業務内容

別紙「業務概要」のとおり

※令和8年度以降の業務内容については、実施方法及び履行場所等について、令和7年度の実施状況を鑑み、変更する可能性がある。

2 プロポーザル方式を採用する理由

本事業は、区立小・中学校におけるICT操作支援、準備及びメンテナンスを通じた教員の負担の軽減や校内研修の支援を通じた教員のICTスキルの向上及びプログラミング教育を推進するための教員が行う授業内容及び学習指導に関する支援を行うものである。

本業務を適切に履行するには、事業の趣旨を理解するとともに、高いICTスキルを持った従事員を必要な人数確保・配置した上で、的確に指示・管理し、教員が行う授業内容及び学習指導に関する支援を行うことが必要であるため、入札方式による事業者選定は困難であり、プロポーザル方式を採用する。

3 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を

満たしていること。

- (4) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 過去3年間（令和3年4月～令和6年3月）において、公立小中学校の児童・生徒数1万人以上の地方公共団体での、ICTを活用した授業や児童・生徒の学習方法の提案及び教員の授業づくりの支援、又は教員のICTスキルを向上させるための研修や研究の実施、又はこれに類似する支援業務を実施した実績を有すること。
- (6) ICT支援員を管理育成する専門部署を有し、教育業界や学校の事情・学校特有のインフラ環境を理解し、ICT支援員に対して適切な運用支援を行えること。
- (7) 本業務を担当する部署がISMS/ISO27001を取得していること。
- (8) プライバシーマークを取得していること。
- (9) 教育ICT推進支援業務委託業者選定委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

4 提案限度額

令和7年度 216,202,800 円（税込）

※区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

5 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 提案条件説明書の公開期間

令和6年9月24日（火）から令和6年10月7日（月）まで

- (2) 交付方法 区ホームページでの公開

6 参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

- (1) 期 限：令和6年10月7日（月）午後5時まで

- (2) 提出先：「17 本件担当部課」と同じ

- (3) 方 法：持参または郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

※持参による場合は、事前に提出先へ連絡すること。

- (4) 提出書類

①様式1「提案参加表明書」

②3（4）について、税の滞納がないことを証明する書類

③区の競争入札参加資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

1)履歴事項全部証明書

2)税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

3)提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

4)財務諸表（過去2年間）

④3（7）及び（8）について、取得していることを証明する書類

7 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

8 参加辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、様式2「参加辞退届」を「17 本件担当部課」へ提出すること。

9 質問受付

(1) 質問方法 所定の「質問票」(様式3)を使用し、電子メールにて送信すること

送信先：世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課

E-mail: SEA03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 受付期限 令和6年10月15日(火)午後5時まで

(3) 回答期限 令和6年10月17日(木)までに電子メールにて、参加表明した全事業者に回答する。

10 提案書の提出期限、提出先及び方法等

(1) 期 限 令和6年10月30日(水)午後5時まで

(2) 提出先：「17 本件担当部課」と同じ

(3) 方 法 メールにデータ添付による。

11 提案書の内容

(1) 提案書の仕様

①A4版とし、書式は自由とする。40ページ以内(表紙含む20枚以内、カラー可)で、頁をふり、目次をつけること。

②表紙に以下の事項を記載すること。

(ア)あて名 世田谷区役所

(イ)タイトル ICT活用教育支援等業務委託提案書

(ウ)提出年月 令和6年〇月(〇には提出月を記載)

(エ)事業者名

③副本データ 上記原本から、事業者名または事業者名が推察できる表現(社名、代表者名、ロゴ等)を除いたもの。

(2) 提案書項目について

①法人概要

ア 商号又は名称(株式会社・有限会社等法人格の種類もあわせて表示すること。)

イ 本店所在地(ビル名等書きがあれば明記すること。)

ウ 提案書作成日直近における従業員数

オ 現年度の自治体等における類似業務の契約実績

②本業務委託に対する提案内容

ア 本業務への取組方針

イ 本業務の実施体制(業務管理責任者・運用コーディネータの勤務形態・資質、労

務管理の体制や人員の手配等)

ウ 連絡体制（事故、苦情等への対応、危機管理体制、区担当課との連絡・連携体制、
トラブル発生及び解決方法に関する I C T 支援員間での情報共有方法）

エ I C T 支援員の資質（採用方法・採用基準、資格要件、経験年数等）

オ I C T 支援員への指導・研修体制、内容

③その他追加等提案（あれば具体的に記入すること）

④受託経費見積書（内訳が分かるように作成すること）

⑤担当者の氏名及び問い合わせ先

12 提案書の審査方法

提案書の審査は、「教育 I C T 推進支援業務委託業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、以下のとおり行う。

〈選定委員会の構成員〉

教育総合センター長 宇都宮 聡

教育研究・ICT 推進課長 柄澤 武志

教育指導課副参事 赤司 祐介

砧中学校長 加藤 敏久

千歳台小学校長 寺村 尚彦

DX 推進担当課長 齊藤 真徳

〈審査（書類審査）〉

①応募事業者の中から提出された提案書により、評価基準に基づき審査する。

②審査の結果は、令和 6 年 1 1 月 8 日（金）までに電話により結果を連絡し、併せてメールにより通知する。

13 評価基準

以下の観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

- （１）本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- （２）本業務を円滑に実施するために十分な実施体制が確保されているか
- （３）本業務を円滑に実施するために十分な連絡体制が確保されているか
- （４）I C T 支援員の資質は適正か（採用方法・採用基準・資格要件等）
- （５）I C T 支援員への指導・研修体制は適正か
- （６）その他の提案事項は、効果的な業務実施が期待できるものであるか
- （７）受託経費見積りの妥当性
- （８）類似業務に係る受託実績

14 参加者の失格

次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

- （１）定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。
- （２）指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- （３）虚偽の内容が記載されているとき。
- （４）審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。

(5) その他、本説明書に違反すると認められるとき。

15 提案にあたっての留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (5) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は契約において選定された提案書の内容に拘束されない。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (9) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

16 選定スケジュール

令和6年9月24日(火)	ホームページにて公募開始
10月7日(月)	参加表明書提出期限
10月9日(水)	招請通知の発送
10月15日(火)	質問提出期限
10月17日(木)	質問回答
10月30日(水)	提案書提出期限
令和6年11月8日(金)	審査結果通知発送
令和7年 4月	契約締結

17 本件担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT推進課
〒154-8504 東京都世田谷区若林5丁目38番1号
世田谷区立教育総合センター 1階統合事務室
電話 03-6453-1506 ファクシミリ 03-6453-1534
E-mail: SEA03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp